

地域住宅計画推進協議会

平成18年度 総会

平成18年6月20日

地域住宅計画推進協議会

地域住宅計画推進協議会 平成18年度総会資料

目 次

・地域住宅計画推進協議会 平成18年度総会次第	1
・地域住宅計画推進協議会 平成18年度総会議案書	3
第1号議案 平成17年度事業実施報告及び収支決算報告の件	5
第2号議案 平成18年度事業計画及び収支予算の件	9
第3号議案 平成18年度役員の選任に関する件	11
第4号議案 事務局運營業務の委託の件	13
第5号議案 豊かな住まい・まちづくり推進会議（仮称）への参画の件・	15
報告資料	
平成19年度全国シンポジウム開催地	21
参考資料	
地域住宅計画推進協議会規約	23
地域住宅計画推進協議会会員一覧	29

地域住宅計画推進協議会 平成18年度総会次第

日時 平成18年6月20日(火)16:00~
場所 建築会館ホール

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議長選出

4. 議事

第1号議案 平成17年度事業実施報告及び収支決算報告の件

第2号議案 平成18年度事業計画及び収支予算の件

第3号議案 平成18年度役員の選任に関する件

第4号議案 事務局運營業務の委託の件

第5号議案 豊かな住まい・まちづくり推進会議(仮称)への参画の件

5. 報告

平成19年度全国シンポジウム開催予定地について

6. 会長挨拶

7. 閉 会

地域住宅計画推進協議会
平成18年度総会議案書

地域住宅計画推進協議会

平成17年度事業実施報告（案）

1 地域住宅計画に関する情報の収集、管理及び提供

全国の市区町村で取り組まれている地域住宅計画等に関わる新たな情報（事業成果等）を収集した。昨年度までに収集した情報と併せて管理し、会員からの要望に応じて情報提供した。

2 地域住宅計画全国シンポジウムの開催

平成17年10月20日から21日に、高知県高岡郡佐川町において、佐川町、いの町及び当協議会の共催により、「HOPE計画全国シンポジウム2005佐川・いの大会」を開催し、基調講演、地域住宅計画賞表彰、事例発表他、グループ討議、地域住宅計画による団地等の視察等を行った。

3 地域住宅計画賞表彰

平成17年度は、次の作品の表彰を行った。

1) 地域住宅計画賞

民家再生の家（井上邸）	山形県金山町
絵金蔵・冬の夏祭り	高知県赤岡町

2) 地域住宅計画奨励賞

会津坂下町塔寺地区小公園	福島県会津坂下町
メルカピィ青方	長崎県新上五島町
市営北団地建設工事	沖縄県宮古島市

4 地域住宅計画スーパーアドバイザー派遣等の実施

平成16年度から引き続き平成17年度も、新潟県の派遣要請により、長岡市（旧山古志村地区）の復興計画策定にスーパーアドバイザーが参画した。

5 地域住宅計画調査研究

地域住宅計画等、地域特性を踏まえた住まいづくりに関する計画の策定及び計画に基づく施策の推進に資する次の調査研究を実施した。

- ・地域住宅計画推進協議会事業の新たな展開及び効率化のための調査研究
- ・まちづくりの観点からの地域住宅計画の分析・評価に関する調査

6 会報「地域住宅レポート」

地域住宅計画に関する国土交通省の関連制度、調査研究、関連資料、総会・シンポジウムの紹介等を内容とするレポートを発行し、当協議会ホームページに掲載した。

地域住宅計画推進協議会

平成 17 年度収支決算（案）

平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
収入の部				
1. 会費収入	6,605,000	6,255,000	350,000	
2. 雑収入	1,000	50	950	
当期収入合計(A)	6,606,000	6,255,050	350,950	
前期繰越収支差額	3,193,678	3,193,678	0	
収入合計(B)	9,799,678	9,448,728	350,950	
支出の部				
1. 総会・理事会等経費	1,100,000	1,055,168	44,832	
総会・理事会費	880,000	835,168	44,832	
人件費	220,000	220,000	0	
2. 調査研究費	3,850,000	3,750,000	100,000	
調査研究費	2,600,000	3,000,000	400,000	
調査研究助成費	500,000	0	500,000	
人件費	750,000	750,000	0	
3. 情報サービス業務費	750,000	268,278	481,722	
情報サービス業務費	600,000	118,278	481,722	
人件費	150,000	150,000	0	
4. 大会費	3,000,000	3,200,714	200,714	
大会費	2,400,000	2,600,714	200,714	
人件費	600,000	600,000	0	
5. 事務局経費	1,000,000	1,000,000	0	
諸経費	1,000,000	1,000,000	0	
6. 予備費	99,678		99,678	
当期支出合計(C)	9,799,678	9,274,160	525,518	
当期収支差額(A - C)	3,193,678	3,019,110	174,568	
次期繰越収支差額(B - C)	0	174,568	174,568	

印は事務局運営業務委託経費(総額 2,720 千円)

財産目録

平成 18 年 3 月 31 日現在

項 目	内 容	金 額	
資産の部			
普通預金	みずほ銀行支店丸の内中央支店	5,468,727	
大会戻入金		50,841	
未収金(会費)		375,000	
資産合計			5,894,568
負債の部			
未払金			
	総会・理事会委員会等経費	220,000	
	調査研究費	3,750,000	
	情報サービス業務費	150,000	
	大会費	600,000	
	事務局費	1,000,000	
負債合計			5,720,000
正味財産			174,568

監 査 報 告 書

地域住宅計画推進協議会

会 長 榎並谷 哲夫 殿

平成18年6月2日

地域住宅計画推進協議会

監 事

白 井 存 市 様

私は、地域住宅計画推進協議会の平成17年度（平成17年4月1日から平成18年3月31日）における事業執行の状況及び財産の状態を地域住宅計画推進協議会規約等に準拠し、且つ、私が必要と認めた手続きにより監査しました。

監査の結果

- (1) 事業の執行は、規約及び法令に違反する事実はなく、業務の内容は適正であると認めます。
- (2) 平成17年度収支決算書は、収支及び財産の状態を正確に示していると認めます。

以 上

地域住宅計画推進協議会

平成18年度事業計画（案）

- 1 地域住宅計画に関する情報の収集、管理及び提供
全国の市区町村で取り組まれている地域住宅計画に関して、新たな情報（事業成果等）を収集する。昨年度までに収集した情報と併せて管理し、会員からの要望に応じて情報提供する。
- 2 地域住宅計画全国シンポジウムの開催
平成18年10月12日から13日に、大阪府大阪市において、大阪市及び当協議会の共催により、「地域住宅計画全国シンポジウム2006大阪大会」を開催し、基調講演、地域住宅計画賞表彰、事例発表他、グループ討議、地域住宅計画による団地等の視察等を行う。
- 3 地域住宅計画賞の募集等の実施
平成17年度に引き続き、地域住宅計画賞を募集・選定し、表彰を行う。
- 4 地域住宅計画スーパーアドバイザー派遣等の実施
地域住宅計画を策定又は地域住宅計画に基づく推進事業を行う会員等の要請に応じ、地域住宅計画に根ざした地域のすまいづくり・まちづくりの支援を行うために、スーパーアドバイザー制度の充実を図る。
- 5 平成18年度調査研究の実施
独立行政法人建築研究所と共同で地域住宅計画等、地域特性を踏まえたすまいづくりに関する計画の策定及び計画に基づく施策の推進に資する調査研究を実施する。
- 6 会報「地域住宅計画レポート」の作成等
地域住宅計画に関する国土交通省の関連制度、調査研究、関連資料、総会・シンポジウムの紹介等を内容とするレポートを作成し、当協議会ホームページに掲載する。

地域住宅計画推進協議会 平成18年度収支予算(案)

平成18年4月1日から平成19年3月31日

(単位:千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	差 異	備 考
収入の部				
1. 会費収入	3,155	6,605	3,450	都道府県政令市の減額 分及び退会による
2. 事業支援金収入	3,100	0	3,100	事連協より支援金
3. 雑収入	1	1	0	
当期収入合計(A)	6,256	6,606	350	
前期繰越収支差額	175	3,194	3,019	
収入合計(B)	6,431	9,800	3,369	
支出の部				
1. 総会等経費	150	880	730	
総会・理事会等経費	150	880	730	
2. 調査研究費	1,000	3,100	2,100	
調査研究委託費	1,000	2,600	1,600	
調査研究助成費	0	500	500	
3. 情報サービス業務費	150	600	450	
情報サービス業務費	150	600	450	
4. 大会費	2,000	2,400	400	
大会費	2,000	2,400	400	
5. 事務局経費	2,500	2,720	220	
人件費・諸経費	2,500	2,720	220	
6. 負担金	500	0	500	
推進会議負担金	500	0	500	豊かな住まい・まちづくり 推進会議負担金
7. 予備費	131	100	31	
当期支出合計(C)	6,431	9,800	3,369	
当期収支差額(A - C)	175	3,194	3,019	
次期繰越収支差額(B - C)	0	0	0	

地域住宅計画推進協議会 平成18年度役員(案)

会 長	大阪府大阪市長	せき 關	じゅんいち 淳 一
副会長	富山県富山市長	もり 森	まさし 雅志
副会長	山形県金山町長	まつだ 松田	みつぐ 貢
理 事	大阪府住宅まちづくり部長	とだ 戸田	はるひさ 晴久
理 事	富山県土木部長	はにゅう 埴生	まさあき 雅章
理 事	高知県佐川町長	えなみや 榎並谷	てつお 哲夫
理 事	長崎県島原市長	よしおか 吉岡	ていじろう 庭二郎
理 事	株式会社市浦ハウジング&プランニング		
	常務取締役	かわさき 川崎	なおひろ 直宏
理 事	独立行政法人建築研究所 住宅・都市研究グループ		
	上席研究員兼研究主幹	いわた 岩田	つかさ 司
監 事	茨城県笠間市長	やまぐち 山口	しんじゅ 伸樹

事務局運営業務委託の件

平成18年度の地域住宅計画推進協議会事務局運営業務については、
財団法人 ベターリビングに委託する。

豊かな住まい・まちづくり推進会議（仮称）への参画について
（別添 設立趣意書及び規約（案）参照）

豊かな住まい・まちづくり推進会議（仮称）設立趣意書

我が国の住宅事情は量的・質的にもかなりの改善を見せているものの、国民が真に豊かな住生活を享受できるまでには至っていないのが実情です。また、少子高齢化の急速な進行、人口減少時代への移行など社会経済情勢が大きく変化する中で、各地域で、多様化する住宅ニーズへの対応や次世代を育む住環境の確保が求められています。一方で、様々な面で社会の成熟化が進行しており、環境と共生し、地域に愛着をもって暮らしていけるような生活環境づくりを、地域の個性や資源を活かして取り組んでいくことの重要性がますます認識されています。

こうした中、昨年「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」が制定され、自主性と創意工夫を活かした地域の住まい・まちづくりを国の地域住宅交付金で機動的、弾力的に支援し、もって国民生活の安定と豊かで住みよい地域社会の実現を図ることとされたところでもあります。

さらにまた、現在、国会で審議されている「住生活基本法」においては、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策の推進は、地域の自然、歴史、文化その他の特性に応じて、環境との調和に配慮しつつ、住民が誇りと愛着をもつことのできる良好な居住環境の形成が図られることを旨として、行わなければならないとされているところであります。

これまで、「公共住宅事業者等連絡協議会」及び「公共賃貸住宅募集情報提供体制整備等連絡協議会」においては、地方公共団体等の公的住宅の供給や募集情報の提供等を通じて、主として公的セクターの住宅事業を効果的に展開するための取り組みを、また、「地域住宅計画推進協議会」においては、地域固有の資源や環境を活かした住まいづくりまちづくりのための地域住宅計画を、民間、公共を問わず多彩な人々の参画の下に推進するための支援活動を、それぞれに行ってきました。さらに、「すまいづくりまちづくりセンター連絡協議会」においては、各地の行政と民間をつなぐ中間的なセクターである建築住宅センター等の連絡調整等を通じて、その活動の支援等を行ってきました。

しかしながら、我が国の各地域において、従来にも増して創意工夫をこらして、地域住宅交付金を活用しつつ、地域特性に応じた真に豊かな住まい・まちづくりを推進していくためには、これらの4団体の活動の有機的連携を図り、さらには体制を強化してより総合的かつ強力に地域における住まい・まちづくり活動を支援していくことが求められています。

このため、この度、4団体の会員により構成される「豊かな住まい・まちづくり推進会議（仮称）」を設立することを発意いたします。

平成18年5月22日

設立発起人

東京都都市整備局都営住宅経営部長 小林 計代
（公共住宅事業者等連絡協議会会長）
愛知県建設部建築担当局長 山北 康雄
（公共賃貸住宅募集情報提供体制整備等連絡協議会会長）
高知県高岡郡佐川町長 榎並谷 哲夫
（地域住宅計画推進協議会会長）
財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター理事長 青木 治道
（すまいづくりまちづくりセンター連絡協議会会長）

豊かな住まい・まちづくり推進会議規約（案）

平成18年 月 日設立制定

第1章 総 則

（名称）

第1条 本会は、豊かな住まい・まちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

（目的）

第2条 推進会議は、地域が自主性と創意工夫を活かし、地域特性に応じた真に豊かな住まい・まちづくりを推進するため、公共住宅事業者等連絡協議会（以下「事連協」という。）公共賃貸住宅募集情報提供体制整備等連絡協議会（以下「募集協」という。）地域住宅計画推進協議会（以下「地域協」という。）及びすまいづくりまちづくりセンター連絡協議会（以下「センター協」という。）の活動の有機的連携を図り、もって国民生活の安定と豊かで住みよい地域社会の実現を図ることを目的とする。

（構成）

第3条 推進会議は以下の組織の会員により構成する。

- 一 公共住宅事業者等連絡協議会
- 二 公共賃貸住宅募集情報提供体制整備等連絡協議会
- 三 地域住宅計画推進協議会
- 四 すまいづくりまちづくりセンター連絡協議会

（事業）

第4条 推進会議は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 事連協、募集協、地域協及びセンター協会員の情報交流
- 二 事連協、募集協、地域協及びセンター協会協相互の活動の連携
- 三 住まい・まちづくりを推進するための方策の検討
- 四 住まい・まちづくりに関する国に対する政策提言
- 五 その他推進会議の目的を達成するために必要な事業

第2章 役 員

（種別及び定数）

第5条 推進会議に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 10名以内

三 監事 1名

(選任等)

第6条 役員は、総会において選任する。

- 2 役員は、事連協、募集協、地域協及びセンター協の役員から選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(職務)

第7条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は会務の執行及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(任期)

第8条 役員の任期は1年とし、毎年4月1日から翌年3月末日とする。但し、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第9条 役員は無給とする。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

第3章 会 議

(会議)

第10条 会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第11条 総会は、会長が招集するものとし、毎年度1回開催するほか、必要に応じて開催することができる。

- 2 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故がある場合等においては副会長のうちの一名がこれにあたるものとする。
- 3 総会は、会員現在数の過半数の出席(会員の代理人及び委任状を含む)をもって成立するものとする。
- 4 総会の議決は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところとする。
- 5 総会は、会長が効率的な総会運営のために必要があると認めるときには、書面によって表決する総会とすることができる。

(総会の議決事項)

第12条 総会は、次の事項を決議する。

- 一 事業計画及び収支予算
- 二 事業報告及び収支決算
- 三 規約
- 四 その他、推進会議の運営に関する重要事項

(議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

(役員会)

第14条 役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

- 2 役員会は、会長が招集するものとし、必要に応じて開催する。
- 3 役員会は、第12条に規定する総会の議決事項その他会務の執行に関する事項を審議決定する。
- 4 役員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 役員会は、役員若しくはその代理人の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数の同意によってこれを決する。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 前項の規定にかかわらず、会長は、書面により副会長の意見を聴き若しくは表決を得ることにより、役員会の開催に代えることができる。

第4章 会 計

(事業年度)

第15条 推進会議の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財産)

第16条 推進会議の財産は、会議、寄付金品、事業に伴う収入及びその他の収入をもって構成する。

- 2 推進会議の財産は、役員会の定めるところにより会長が管理する。
- 3 推進会議が解散する場合の財産の処分については、総会の定めるところによる。

(経費)

第17条 推進会議の経費は、事連協、募集協、地域協及びセンター協からの負担金をもってあてる。

(事業計画及び収支予算)

第18条 推進会議の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度、会長が作成し、総会の議決を得なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により年度開始前に予算が成立しない場合は、成立するまでの間、前年度の予算に準じて収入・支出することができる。

3 前項による収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第19条 会長は、毎事業年度終了後、すみやかに事業報告書、収支決算書を作成し、監事の監査を求めなければならない。

第5章 解 散

(解散)

第20条 推進会議は、総会において出席者総数の4分の3以上の議決を経て解散する。

第6章 事 務 局

(事務局)

第21条 推進会議の事務を処理するため、財団法人ベターリビングに事務局を置く。

2 事務局は推進会議の事務を処理するため、その業務の一部を他の団体に委託することができるものとする。

第7章 雑 則

(委任)

第22条 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則 (平成18年 月 日)

1 この規約は、推進会議の設立の日から施行する。

2 推進会議の設立当初の事業年度は、第15条の規定にかかわらず、設立の日から平成19年3月31日までとする。

平成19年度全国シンポジウム開催地

富山県富山市

地域住宅計画推進協議会規約

平成3年5月14日設立制定
 平成4年10月29日変更(い)
 平成10年6月5日変更(ろ)
 平成13年6月7日変更(は)
 平成15年10月16日変更(に)
 平成16年10月13日変更(ほ)
 平成17年10月20日変更(へ)

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、地域住宅計画推進協議会(以下、「協議会」という。)と称する。(へ)

(目的)

第2条 協議会は、会員相互の連絡を密にし、地域特性を踏まえた住まいづくりに関する情報交換、調査研究、普及活動等を行うことにより、地域住宅計画(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法(平成17年法律第79号)第6条に規定する地域住宅計画をいう。以下同じ。)その他地域特性を踏まえた住まいづくりに関する計画の円滑な策定、地域住宅計画等に基づく施策の推進、地域住宅計画等の普及を図ることを目的とする。(へ)

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一 地域住宅計画に基づく事業(以下「地域住宅計画事業」という。)等に関する情報の収集・提供、知識の普及及び広報活動(に)(へ)
- 二 地域特性を踏まえた住まいづくりに関する調査研究(へ)
- 三 地域住宅計画等に関するシンポジウム等の開催(へ)
- 四 各地の地域住宅計画等及び地域住宅計画事業等で他の模範となる優れた作品・活動の顕彰(に)(へ)
- 五 各地の地域住宅計画等及び地域住宅計画事業等の実現のための支援(に)(へ)
- 六 その他協議会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種別)

第4条 会員の種別は次のとおりとする。

- 一 団体会員 地域住宅計画等を策定し、若しくは策定しようとする地方公共団体及び地域住宅計画等を推進する地方公共団体、コンサルタント、地域の活動団体、NPO(特定非営利活動)法人等で協議会の趣旨に賛同する者(に)(へ)
- 二 個人会員 協議会の趣旨に賛同し、地域住宅事業等に携わっている研究者、行政職員等(に)
- 三 特別会員 協議会に関連する団体もしくは個人等で総会の議決をもって推薦された者(に)

(入会)

第5条 協議会の会員のうち団体会員、個人会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込書を会長に提出しなければならない。(に)

(会費)

第6条 会員のうち団体会員、個人会員は、総会が別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。(に)

(退会)

第7条 会員は、理事会の議決を経て会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(拠出金品の不返還)

第8条 既納の会費その他の拠出金品は、返還しない。

(除名)

第9条 会員が、次の各号に該当するときは、理事会の議決をもって除名することができる。(に)

- 一 本協議会の名誉を傷つけ、又は秩序を乱す行為のあったとき
- 二 本規約に反する行為のあったとき

第3章 役員

(種別及び定数)

第10条 協議会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 3名以内(ほ)
- 三 理事 15名以内(会長、副会長を含む)
- 四 監事 1名

(選任等)

第11条 会長、副会長、理事及び監事は、総会において選任する。(ほ)

- 2 理事は、原則として、別表の各地方ブロックの市区町村の会員から各1名以上、都道府県の会員から4名以内、都道府県及び市区町村以外の団体会員から1名、個

人会員から1名をそれぞれ選任する。(ほ)

- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(職務)

第12条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、規約及び総会の議決に基づき、会務の執行にあたる。
- 4 監事は会務の執行及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(任期)

第13条 役員の任期は1年とし、毎年4月1日から翌年3月末日とする。但し、再任を妨げない。(ほ)

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第14条 役員は無給とする。

- 2 役員には費用を弁償することができる。

第4章 会 議

第15条 会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第16条 総会は、会員のうち団体会員及び個人会員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集するものとし、毎年度1回開催するほか、必要に応じて開催することができる。
- 3 議決権は、第5条の規定により届出のあった団体会員及び個人会員の代表又はその代理人が総会に出席して、これを行行使するものとする。
- 4 前項の規定によりその議決権を行行使できない団体会員及び個人会員は、書面により又は他の団体会員及び個人会員の代表者若しくはその代理人に委任し、これを行行使することができる。
- 5 前項の規定によりその議決権を行行使する団体会員及び個人会員は、総会に出席したものとみなす。
- 6 総会は、団体会員及び個人会員の2分の1の出席をもって成立するものとする。
- 7 総会の議長は、その総会において、出席団体会員及び個人会員の代表又はその代理人の中から選出する。
- 8 総会の議事は、出席した団体会員及び個人会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 9 総会は、会長が効率的な総会運営のために必要があると認めるときには、書面に

よって表決する総会とすることができる。(ほ)

- 10 前項の書面総会に関して、書面によらない総会の開催の必要性について会員の意見を求めることとし、会員の2分の1以上の書面によらない総会の開催の要請があった場合には、会長は書面によらない総会を招集しなければならない。(ほ)

(総会の議決事項)

第17条 総会は、次の事項を決議する。

- 一 事業計画及び収支予算
- 二 事業報告及び収支決算
- 三 規約
- 四 その他、協議会の運営に関する重要事項

(議事録)

第18条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

(理事会)

第19条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 理事会は、会長が招集するものとし、必要に応じて開催する。
- 3 理事会は、会務の執行に関する事項を審議決定する。
- 4 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、議事は、出席理事の過半数の同意によってこれを決する。但し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 前項の規定にかかわらず、会長は、書面により理事の意見を聴きもしくは表決を得ることにより、理事会の開催に代えることができる。

(委員会等)

第20条 協議会は、会の運営並びに事業遂行に必要な委員会等を置くことができる。

- 2 委員会等の設置並びに委員会等の選任は理事会がこれを行う。

第5章 会 計

(事業年度)

第21条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財産)

第22条 協議会の財産は、会議、寄付金品、事業に伴う収入及びその他の収入をもって構成する。

- 2 協議会の財産は、理事会の定めるところにより会長が管理する。
- 3 協議会が解散する場合の財産の処分については、総会の定めるところによる。

(経費)

第23条 協議会の経費は、財産をもってあてる。

(事業計画及び収支予算)

第24条 協議会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度、会長が作成し、総会の議決を得

なければならない。(ほ)

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により年度開始前に予算が成立しない場合は、成立するまでの間、前年度の予算に準じて収入・支出することができる。

(い)

- 3 前項による収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。(い)

(事業報告及び収支予算)

第25条 会長は、毎事業年度終了後、すみやかに事業報告書、収支決算書を作成し、監事の監査を求めなければならない。

第6章 解 散

(解散)

第26条 協議会は、総会において団体会員及び個人会員総数の4分の3以上の議決を経て解散する。

第7章 事 務 局

(事務局)

第27条 協議会の事務を処理するため、東京都千代田区に事務局を置く。(ろ)

第8章 雑 則

(委任)

第28条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則 (平成3年5月14日)

- 1 この規約は、協議会の設立の日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の役員は、第10条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとする。
- 3 協議会の設立当初の事業年度は、第20条の規定にかかわらず、設立の日から平成4年3月31日までとする。

附 則 (平成4年10月29日)

- 1 この規約は、平成4年10月29日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則 (平成10年6月5日)

- 1 この規約の一部改正は、平成10年6月5日より施行する。

附 則 (平成13年6月7日)

- 1 この規約の一部改正は、平成13年6月7日より施行する。

附 則 (平成15年10月16日)

- 1 この規約の一部改正は、平成15年10月16日より施行する。

附 則 (平成16年10月13日)

- 1 この規約の一部改正は、平成16年10月13日より施行する。

附 則 (平成17年10月20日)

- 1 この規約の一部改正は、平成17年10月20日より施行する。

地域住宅計画推進協議会 平成18年度会員一覧

2006.6.20現在 敬称略 順不同

都道府県	政令市	市区町村	コンサル・企業	個人
会員名	会員名	会員名	会員名	会員名
1 北海道	1 札幌市	1 旭川市	1 株式会社ティ・アール建築アトリエ	1 田中 勝
2 青森県	2 千葉市	2 俱知安町	2 (株)インフォマティクス	2 栗本 慎司
3 宮城県	3 名古屋市	3 江差町	3 株式会社エム環境デザインシステム	3 谷口 尚弘
4 秋田県	4 京都市	4 七ヶ宿町	4 株式会社アルセッド建築研究所	4 牧 敦司
5 山形県	5 大阪市	5 秋田市	5 株式会社ラウム計画設計研究所	5 阿部 利広
6 福島県	6 神戸市	6 金山町	6 日本経済新聞社	6 岩田 司
7 茨城県	7 北九州市	7 新地町	7 株式会社醇建築まちづくり研究所	7 杉井 範之
8 栃木県	8 福岡市	8 喜多方市	8 株式会社現代計画研究所	8 内田 晃
9 群馬県	9 さいたま市	9 棚倉町	9 株式会社市浦ハウジング&プランニング	9 竹谷 修一
10 埼玉県	10 川崎市	10 埴町	10 株式会社マイスタジオ	10 清水 耕一郎
11 千葉県	11 堺市	11 三春町	11 (株)ドーコン住まいとまちづくり研究会	11 高木 淳二
12 東京都		12 東海村	12 株式会社プランニングワークショップ	12 大川 陸
13 神奈川県		13 笠間市	13 共和企興(株)	
14 新潟県		14 水戸市	14 共和コンクリート工業(株)	
15 富山県		15 坂東市		
16 石川県		16 成田市		
17 福井県		17 村上市		
18 山梨県		18 射水市		
19 岐阜県		19 能美市		
20 静岡県		20 白山市		
21 愛知県		21 大野市		
22 三重県		22 千曲市		
23 滋賀県		23 岐阜市		
24 京都府		24 長泉町		
25 大阪府		25 函南町		
26 兵庫県		26 御殿場市		
27 奈良県		27 田原市		
28 和歌山県		28 篠山市		
29 鳥取県		29 江津市		
30 岡山県		30 下関市		
31 広島県		31 山口市		
32 山口県		32 防府市		
33 徳島県		33 美祢市		
34 香川県		34 美馬市		
35 愛媛県		35 那賀町		
36 高知県		36 久万高原町		
37 福岡県		37 いの町		
38 熊本県		38 佐川町		
39 佐賀県		39 南国市		
40 長崎県		40 山田市		
41 大分県		41 新上五島町		
42 宮崎県		42 島原市		
43 鹿児島県		43 熊本市		
44 沖縄県		44 別府市		
45 島根県		45 諸塚村		
		46 椎葉村		
		47 喜界町		
		48 富山市		